

各 位

会 社 名 ポラリス・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 梅木 篤郎
(コード番号：3010 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役兼最高財務責任者 細野 敏
(TEL:03-5822-3010)

転換社債型新株予約権付社債の条件変更等に関するお知らせ

本日、当社の取締役会は、2020年7月14日付「第三者割当による2020年第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び2020年第1回新株予約権の発行及び買取契約の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、Capital RE LLC (以下「割当先」という。)に割当を行いました2020年第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本転換社債型新株予約権」という。)に関して、本転換社債型新株予約権を放棄し、本社債の条件を変更する覚書(以下「本覚書」という。)を割当先との間で締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本覚書の内容

本新株予約権付社債につきましては、2021年10月30日以降社債権者からの請求により本社債の金額100円につき金110.8円で繰上償還を行うことができる条項が付されており、当社は、2023年7月28日(以下「当初償還期日」という。)に本社債の償還期日に向かえるに当たり、新型コロナウイルス感染症の再拡大など当社グループの業績悪化を招く潜在的リスクがあることを踏まえ、安定した企業経営のための財務基盤を維持するため、本社債900百万円の償還の期日延長について割当先と協議を行っておりました。協議の結果、割当先が本転換社債型新株予約権を放棄し、本社債の償還期日を当初償還期日から2024年6月30日(以下「新償還期日」という。)に変更を行い、新償還期日に本社債の金額100円につき金110.8円で償還することで合意いたしましたので当社と割当先との間で本覚書を締結することといたしました。なお、本社債の額面金額と償還金額との差額となる97百万円については、社債利息として営業外費用に新償還期日までの期間に渡って計上を行います。

2. 今後の見通し

当期の業績への影響につきましては、本覚書の締結により本社債の額面金額と償還金額との差額のうち、当期に帰属する18百万円を社債利息として営業外費用に計上する予定であります。

3. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

割当先は、当社の支配株主であるStar Asia Opportunity III LP（以下「SAO III」という。）、SAO III GP Ltd. 及びStar Asia Group LLCが属する企業グループ（以下「スターアジアグループ」という。）との間に支配関係は特段なく、割当先は東京証券取引所の有価証券上場規程第441条の2に定める「支配株主その他施行規則で定める者」に該当しないため、直接的には「支配株主との取引等」には該当しないと考えております。一方で、割当先は、当社の親会社であるSAO IIIが唯一の社員となっているSAO III LLCから出資（出資比率33.3%）を受けていることに照らして、本覚書の公正性を期すため、当社は、「支配株主との重要な取引等」に該当する場合に求められる東京証券取引所の定める有価証券上場規程第441条の2に定める手続と同等の手続を行うことといたしました。

当社は、2022年6月30日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社は、支配株主との間で取引を行う場合には、取引の合理性と一般的な取引条件に照らした取引条件の妥当性について、十分に検討し実行するものとし、少数株主の利益を害することがないよう適切に対応いたします。」と示しております。

当社は、本覚書の締結に関して、事前に当社の監査等委員から意見を求め、特段の異議がないことを確認した上で、当社の取締役会決議を行う対応をし、本覚書に係る契約条件の公正さを担保するための措置を講じており、かかる対応は、上記指針に適合しているものと考えております。

(2) 公正性を担保するため及び利益相反を回避するために講じた措置

本覚書の締結に当たっては、公正性を担保するため「(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」とおり、社内で定められた規則及び手続きに基づいて行われております。また、下記「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」とおり、本取引の内容及び条件が公正である旨の意見を支配株主と利害関係のない者から入手しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係のない当社の独立役員である社外取締役 半田 高史 氏から、以下の理由により本覚書の締結の目的は合理的で、本覚書の内容及び条件が公正かつ妥当であると認められることに加え、本覚書の締結の手続きにおける公正性を確保するための措置が採られていることにより、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものとはいえない旨の意見書を本年12月15日に受領しております。

① 本覚書の締結の目的の合理性

本覚書の締結の目的は、本社債の償還期日が近づいているところ、新型コロナウイルス感染症の再拡大など当社グループの業績悪化を招く潜在的リスクがあることを踏まえ、当面の資金支出を防ぎ、安定した企業経営のための財務基盤を維持するため、本社債の償還期日を当初償還期日から延長することにより、当社の企業価値向上に資するものであることから、当社の少数株主との関係においてもその目的の正当性を認めることができると考えられるため、本覚書の締結の目的は合理的であると認められる。

② 本覚書の内容及び条件の公正性及び妥当性

本新株予約権は全て放棄されるため、本新株予約権行使による株式転換の可能性は消滅することになる一方で、本新株予約権付社債の転換行使による株式の希薄化効果は無くなる。当社株価は新株予約権の行使価格を大きく下回る水準で推移しており、新株予約権の行使期間に行使が行われない可能性が高いことから、本覚書の締結により償還期日を当初償還期日から新償還期日へおよそ11か月延長することによる財務基盤の維持を実現することに妥当性が認められる、また、本新株予約権付社債は発行時より繰上償還条項が付されており、2021年10月30日以降、割当先から請求があった場合、当社は2週間を経過した日に残存する本社債の一部又は全部を、本社債の金額100円につき金110.8円で償還を行う必要があることから、償還金額である本社債の金額100円につき金110.8円で償還することについては、実質的な不利益は生じず、妥当性が認め

れる。その他の覚書内容及び条件についても、本覚書の締結によって、当社が一方的に不利益を課される事項は見当たらなかった。

以上によれば、本覚書内容及び条件は公正かつ妥当であると認められる。

③ 本覚書の締結における手続きの公正性

本覚書の締結については、本覚書の締結に関する取締役会決議に先立ち、担当取締役から監査等委員に対して情報共有を行い、その意見を求めるなどしている。以上によれば、本覚書の締結における手続きの公正性を担保するための措置も図られているものと認められる。

以 上